

議案第 5 0 号

清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成 2 9 年 6 月 2 2 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例（昭和 57 年清水町条例第 16
号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

同一の世帯において兄又は姉を持つ園児に係る保育料については、
保育料の全額を免除する。

別表（第 3 条関係）を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

階層区分	定義	保育料（月額）
1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による 被保護世帯（単給世帯含む。）	0 円
2	市町村民税が非課税世帯	3,000 円

3	市町村民税の課税世帯	7,200 円
---	------------	---------

備考

1 この表における保育料は、8月以前は前年度分の市町村民税額、9月以降は当該年度分の市町村民税額による。

2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1) ひとり親世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認める世帯

階層区分	保育料（月額）
2	0 円
3	3,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。